

札幌市が進める主な取組

「第2次札幌市子どもの権利に関する推進計画」(平成27～31年度)を策定し、子どもの権利の保障を進めています。

●子どもの参加を進める

子どもも市民の一員です。「子どものことは子どもに聞いてみる」ために、子どもの参加や意見表明の機会づくりに取り組んでいます。

- ・子ども議会(子ども議員が市政に提案)
- ・提案・意見募集ハガキ(ハガキで市政に手案)
- ・子どもレポーター(子どもが取材・編集・発信)

●子どもの権利の大切さを伝える

子どもにも大人にも、子どもの権利のことを知って考えてもらうために、普及・啓発に取り組んでいます。



- ・パンフレットを使った授業(教育委員会と連携)
- ・出前授業や出前講座(職員が講師として説明)
- ・ポスター展などの子どもの参加事業
- ・大型絵本「おばけのマール」の読み聞かせ

●子どもを権利の侵害から守る

いじめや虐待をなくすこと、もしあった場合はすぐに助けることが大切です。

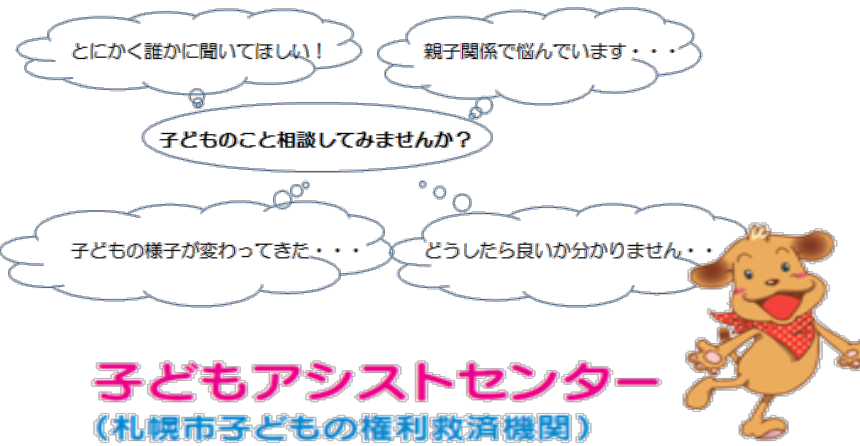
「子どもアシストセンター」など相談窓口を設け、子どもからの相談も受け付けています。

※成果指標の一つに「自分のことを好きだと思う子どもの割合」を設定し向上を目指しています。

H21	H25	H31(目標)
53.2%	65.4%	75.0%

(札幌市子どもに関する実態・意識調査から)

●困ったり悩んだりしたときは…



子どもアシストセンター (札幌市子どもの権利救済機関)

子どもをいじめや暴力などの権利の侵害から救済するために、様々な悩みの相談を受け付けます。

相談の受付

月～金 ▶ 午前10時～午後8時
土 ▶ 午前10時～午後3時
(日曜日、祝日、年末年始は休み)

☎ 011-211-3783

☎ 0120-66-3783(子ども専用)

✉ assist@city.sapporo.jp

札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階

夜間も相談できるのは…

子ども安心ホットライン

(子育ての悩み相談・子ども虐待相談)

365日24時間 札幌市児童相談所

☎ 011-622-0011

発行 平成29年(2017年)〇月

札幌市子ども未来局子どもの権利推進課

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目
大通バスセンタービル1号館3階

電話 011-211-2942 FAX 011-211-2943

メール kodomo.kenri@city.sapporo.jp

公式ウェブサイト(子ども未来局子どもの権利推進課ページ) ↴



すべての子どもは、
未来と世界へ羽ばたく可能性に
満ちた、かけがえのない存在です。



そんな子どもを守り、支え、育むために、札幌市には

札幌市子どもの最善の 利益を実現するための 権利条例

があります。

(平成21年4月1日施行 通称：子どもの権利条例)

みんなで考えよう子どもの権利!



札幌市



さっぽろ市
00-000-00-0000



大切にしよう！ 「子どもの権利」

●「子どもの権利」って？

すべての子どもが、自分らしく豊かに成長していくため、生まれながらにもっている基本的な権利（基本的人権）です。

子どもは可能性に満ちたかけがえのない存在であるとともに、弱く未熟で、これから大人へと成長していく存在です。

子どもを、ひとりの人間（権利の主体）として尊重するとともに、大切に守り、育む（保護する）というバランスが大切です。

大人と同じように…

権利の主体

大人と少し違う…

保護の対象



4つの権利

（条例では、子どもの権利を大きく4つに分けて説明しています。）

●安心して生きる権利

- ・愛情をもって生まれ、命が守られること
- ・差別をうけることなく、いじめや虐待から守られること



●豊かに育つ権利

- ・学び、遊び、休息すること
- ・様々な芸術や文化、スポーツ、自然に触れ、豊かな感性を育てること
- ・夢に向かってチャレンジすること



●自分らしく生きる権利

- ・かけがえのない自分を大切にすること
- ・一人の人間として尊重されること
- ・自由に思いや考えを表現すること



●参加する権利

- ・自分に関わることに参加し、意見を表明すること
- ・参加にあたり、年齢や成長に応じた適切な配慮を受けること



※お互いの権利を尊重することが大切です。

子どもの権利は、子どもが思うままに何をしてもよいと認めるものではありません。一人ひとりが**お互いの権利を大切にする**、権利がぶつかり合ったときは、お互いの気持ちや考えを尊重しながら「調整」する、そうした経験を通じた子どもの成長を大切と考えています。

●大人は何をしてあげればいいのか？

- ・子どもの思いや考えを受け止める。
- ・子どもにとって何が最も良いことか、「子どもの最善の利益」を常に考慮する。
- ・子どもとともに考え、支援する。
- ・子どもをいじめや虐待、体罰から守り、相談しやすい環境をつくる。

例えば

※条例では18歳未満を「子ども」としています。（高校生含む。）

子どもはただのちっちゃい子？

1 2
3 4

「Kenri Book」から

をっつひと押し
愛あるサポート

いいね！

3'

母：自分でさせてみようでもケガには注意
父：きらりの話も聞きながら決めよう
きらり君